

船橋市家庭的保育事業の認可に関する審査基準

第1 趣旨

この審査基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業に係る同法第34条の15第2項の認可に際して必要な基準について、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）及び船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、認可等の適正化及び円滑化を図ることを目的とする。

第2 事業者

家庭的保育事業を行う者（以下「事業者」という。）が、社会福祉法人又は学校法人である場合は、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合は、別表1に掲げる要件を満たすこと。

第3 家庭的保育事業を行う事業所の設置位置等

1 必要性

家庭的保育事業を行う事業所（以下「事業所」という。）については、その位置及び定員が船橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に適合し、必要性が認められるものであること。

2 位置

事業所の位置は、通所事業を行う場所として安全性、利便性があり、周辺住民への説明も十分になされていること。

3 定員

家庭的保育事業の定員は、その位置する地域の就学前児童数、保育所入所待機児童数、事業計画における量の見込みから確保数を除いた需給バランス並びに既存の教育・保育施設及び地域型保育事業の配置状況を考慮して設定されているこ

と。

4 事業所の構造、設備等

事業所の構造、設備等は、建築基準法、消防法等関係法令に定めるところに従うこと。また、別表 2 に定める要件を満たすこと。

第 4 職員

1 家庭的保育者

条例第 3 条の規定によりその例によることとされる府令第 23 条第 2 項に規定する家庭的保育者は、別表 3 に定める研修を修了した者とする。

また、同項に規定する保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者は、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- (1) 保健師、看護師又は准看護師の免許を有する者
- (2) 幼稚園教諭の普通免許状を有する者
- (3) 条例の施行の日の前に、市長が家庭的保育者として認定した者

2 家庭的保育補助者

条例第 3 条の規定によりその例によることとされる府令第 23 条第 3 項に規定する家庭的保育補助者は、別表 4 に定める研修を修了した者とする。ただし、家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に速やかに当該研修を受講し修了することとしている者について、研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として従事することができる。

第 5 運営

1 保健衛生

家庭的保育事業において調理又は調乳を担当する職員は、定期的な健康診断に加え、月に 1 回以上の検便を実施すること。また、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理若しくは調乳業務に従事させること。

2 保健衛生および食事の提供に関する指導等

保健衛生および食事の提供については、大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、船橋市保健所等の指導に従い、適切に行うこと。

3 調理業務の委託

調理業務を委託する場合は、保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日付け児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところに準ずること。

4 食事の外部搬入

条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第16条第2項第4号に規定する市が適当と認めるものは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所から調理業務の委託を受けている又は食事の搬入を行っている事業者であること。
- (2) 大規模食中毒対策等について（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考とし、適切に食事の提供を行うことができること。
- (3) 栄養士により、子どもの年齢及び発達段階に応じた食事の献立を作成し、必要な栄養管理を行うとともに、家庭的保育事業者と相互に連絡を取れる体制を確保していること。
- (4) アレルギー、アトピー等に配慮した食事の提供が適切に行われるよう、必要な体制を整備していること。

第6 連携施設

1 連携契約

事業者は条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第1項の規定により、別表5に掲げる事項に係る連携協力を行う施設（保育所、幼稚園又は認定こども園をいう。以下「連携施設」という。）を確保することとし、連携施設と連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

また、同条第3項の規定により、連携施設以外の者と代替保育の提供に係る連

携協力を行う場合にあっても、当該事業者と連携内容を明確にした契約書等を交わすこと。

2 代替保育の提供に係る連携施設の確保の例外

条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第3項第2号に規定する小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの事業を行う者であること。

- ア 小規模保育事業A型
- イ 小規模保育事業B型
- ウ 事業所内保育事業
- エ 船橋市認証保育所

(2) 家庭的保育者の代替職員となる者は、保育士資格を有する者であること。

3 卒園後の受入れに係る連携施設の確保の例外

条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第6条第5項に規定する連携協力を行う者として市長が適当と認めるものは、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 企業主導型保育事業のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

- ア 原則市内に設置されていること。
- イ 地域枠の定員設定があること。
- ウ 3歳児から5歳児までの定員を確保しており、家庭的保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。
- エ 直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）。
- オ 「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」に沿った取扱いを行うこと。

(2) 船橋市認証保育所のうち、次に掲げる要件を満たす者であること。

- ア 3歳児から5歳児までの定員を確保しており、家庭的保育事業の卒園児が優先的に利用できるような定員設定があること。
- イ 直近に実施された指導監査等において文書指摘を受けていないこと（軽微なものを除く。）。

ウ 「家庭的保育事業等の連携施設の確保及び運用等に関するガイドライン」
に沿った取扱いを行うこと。

第7 地域型保育給付費の額の算定に係る基準

事業者は、子ども・子育て支援法（平成26年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として市の確認を受けることから、事業の運営については、府令、条例及び本審査基準で定める要件を満たすほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月内閣府告示第49号）において必要とされる要件を満たすこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この審査基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 社会福祉法人及び学校法人以外の者が事業者となる場合の要件

- 1 家庭的保育事業を経営するために必要な経済的基礎として、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (1) 年間事業費の1/2分の1に相当する額の資金を、普通預金、当座預金等により保有していること。
 - (2) 直近の会計年度において、家庭的保育事業を経営する事業以外の事業を含む当該経営主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- 2 当該家庭的保育事業の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- 3 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること（次の(1)又は(2)に該当することをいう。）。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者であること。
 - イ アと同等以上の能力を有すると認められる者であること（保育士資格を有し、かつ、公的機関等の実施する所長研修等を受講した者や、認可外保育施設から移行して認可を受ける場合にあっては、2年以上、当該施設で実務を担当する幹部職員又は保育従事者として勤務した経験を有する者であること。）。
 - ウ 経営担当役員に社会福祉事業についての知識及び経験を有する者を含むこと。
 - (2) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- 4 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。
- 5 認可を受けるにあたり、次に掲げる条件を遵守できること。

- (1) 条例の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、速やかに応じること。
 - (2) 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第11号。）第3条の規定によりその例によることとされる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。）第50条において準用する第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。
 - (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
- 6 国若しくは地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて家庭的保育事業を行う場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 家主の承諾を得ていること。
 - (2) 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であること。
 - (3) 安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - (4) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

別表2 事業所の構造、設備等の基準

区 分	要 件
1 乳幼児の保育を行う専用の部屋	(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋は、居宅等の1階に設ける等乳幼児の避難に適した場所に設けられていること。 (2) 0歳児及び1歳児を同一の部屋で保育する場合は、ベビーフェンス等で区画し、乳幼児の安全に配慮すること。
2 調理設備	調理を行うスペースは保育室と区画すること。

別表3 家庭的保育者の要件

家庭的保育者	受講が必要な研修
保育士資格を有する者	以下のア又はイに掲げる研修 ア 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育）） イ 家庭的保育者基礎研修
保健師、看護師又は准看護師の免許を有する者	以下のア又はイに掲げる研修 ア 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修
幼稚園教諭の普通免許状を有する者	イ 家庭的保育者基礎研修及び認定研修

別表4 家庭的保育補助者の要件

家庭的保育補助者は、次のいずれかの研修を修了した者であること。

- (1) 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- (2) 家庭的保育者基礎研修
- (3) 小規模保育運営支援事業実施要綱（平成26年5月29日付け雇児発0529第19号別紙）に基づき実施された(2)と同等の研修

別表5 連携協力事項について

1 保育内容の支援について

集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として次に掲げる内容等が想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定すること。

- (1) 給食に関する支援
- (2) 嘱託医について
- (3) 園庭の開放
- (4) 合同保育

2 代替保育の提供について

家庭的保育事業所の職員の病気、休暇、研修等により保育を提供することが出来ない場合に、必要に応じて代わって保育を提供すること。

3 卒園後の受け皿の設定について

卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての確保をすること。

別紙 1

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日

至 年 月 日

(単位：円)

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当期 借入 金 ②	当期 償還 額 ③	差引期末残高④ =①+②-③ (うち1年以内 償還予定額)	元金償 還補助 金	利率%	支払利息		返済期 限	使途	担保資産			
									当期支 出額	利息補助 金収入			種類	地番ま たは内 容	帳簿価 額	
設備資金 借入金						()										
						()										
						()										
						()										
	計					()										
長期運営 資金借入 金						()										
						()										
						()										
						()										
	計					()										
合計					()											

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区分

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)		当期増加額 (B)		当期減価償却額 (C)		当期減少額 (D)		期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)		減価償却累計額 (F)		期末取得原価 (G=E+F)		摘要
	うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		うち国庫補助金等の額		
基本財産（有形固定資産）															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産（有形固定資産）															
土地															
建物															
車両運搬費															
〇〇〇															
その他の固定資産（有形固定資産）計															
将来入金予定の償還補助金の額															
差引															